

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示

(昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号) …………… 1

○製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（保安電力を保有する等の措置を講じなければならない製造施設等）</p> <p>第九条 液化石油ガス保安規則第六条第一項第三十二号（第七条第一項、第八条第一項第一号、第十二条第一号及び第十三条第一項第一号で準用する場合を含む。）、一般高压ガス保安規則第六条第一項第二十七号（第六条の二第一項第一号及び第二項第一号、第七条第一項第一号及び第二項第一号、第七条の二第二項第一号、第七條の三第一項第一号及び第二項第一号並びに第十一條第一号で準用する場合を含む。）及び第五十五條第一項第二十号並びにコンビナート等保安規則第五條第一項第五十号（第五條の二第一項第一号及び第二項第一号、第六條第一項第一号、第七條第一項第一号及び第二項第一号、第七條の二第二項第一号並びに第七條の三第一項第一号及び第二項第一号で準用する場合を含む。）の経済産業大臣が定める製造施設の保安の確保に必要な設備は、次の各号に掲げるもの（第一号から第十号までにあつては、当該各号に掲げる規定により設けられたものをいう。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 耐熱又は冷却上有効な措置、容器が破裂することを防止するための措置及び温度の上昇を防止するための措置に係る設備 液化石油ガス保安規則第六條第一項第二十八号、一般高压ガス保安規則第六條第一項第二十八号若しくは第三十二号、第七條の三第二項第十五号又はコンビナート等保安規則第</p>	<p>（保安電力を保有する等の措置を講じなければならない製造施設等）</p> <p>第九条 液化石油ガス保安規則第六条第一項第三十二号、一般高压ガス保安規則第六條第一項第二十七号及び第五十五條第一項第二十号並びにコンビナート等保安規則第五條第一項第五十号の経済産業大臣が定める製造施設の保安の確保に必要な設備は、次の各号に掲げるもの（第一号から第十号までにあつては、当該各号に掲げる規定により設けられたものをいう。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 耐熱又は冷却上有効な措置、容器が破裂することを防止するための措置及び温度の上昇を防止するための措置に係る設備 液化石油ガス保安規則第六條第一項第二十八号、一般高压ガス保安規則第六條第一項第二十八号若しくは第三十二号又はコンビナート等保安規則第五條第一項第三十一号、第三</p>

五条第一項第三十一号、第三十二号、第五十八号若しくは第七条の三第二項第十五号

四〇七 (略)

八 過充塡防止装置 一般高圧ガス保安規則第七条第一項第五号、第七条の三第一項第十一号若しくは同条第二項第二十八号又はコンビナート等保安規則第七条第一項第五号、第七条の三第一項第十一号若しくは同条第二項第二十八号

九 緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置に係る設備 一般高圧ガス保安規則第七条の三第一項第三号若しくは同条第二項第五号又はコンビナート等保安規則第七条の三第一項第三号若しくは同条第二項第五号

十 圧力リリーフ弁 一般高圧ガス保安規則第七条の三第二項第十号若しくは第三十三号ハ又はコンビナート等保安規則第七条の三第二項第十号若しくは第三十三号ハ

十一 ガスの漏えいを検知し、警報し、かつ、自動的に製造設備の運転を停止するための装置 一般高圧ガス保安規則第七条の三第二項第十六号又はコンビナート等保安規則第七条の三第二項第十六号

十二 施設が損傷するおそれのある地盤の振動的に検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止する感震装置 一般高圧ガス保安規則第七条の三第二項第十七号又はコンビナート等保安規則第七条の三第二項第十七号

十三 デイスペンサーの周囲の火災を検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するための装置 一般高圧ガス保安規則第七条の三第二項第十八号又はコンビナート等保安規則第七条の三第二項第十八号

十四 蓄圧器からの火災を検知し、警報し、かつ、自動的に製造設備の運転を停止するとともに温度の上昇を防止するため

十二号若しくは第五十八号

四〇七 (略)

八 過充てん防止装置 一般高圧ガス保安規則第七条第一項第五号又はコンビナート等保安規則第七条第一項第五号

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

の装置 一般高圧ガス保安規則第七条の三第二項第十九号又はコンビナート等保安規則第七条の三第二項第十九号

十五 蓄圧器の輻射熱等による温度の上昇を検知し、警報し、かつ、自動的に製造設備の運転を停止するとともに温度の上昇を防止するための装置 一般高圧ガス保安規則第七条の三第二項第二十号又はコンビナート等保安規則第七条の三第二項第二十号

十六 蓄圧器内の圧縮水素を安全に放出するための適切な措置に係る設備 一般高圧ガス保安規則第七条の三第二項第三十五号又はコンビナート等保安規則第七条の三第二項第三十五号

2  
十七  
二十  
(略) (略)

(新設)

(新設)

2  
九  
十二  
(略) (略)